

令和 8 年 6 月

藤 沢 市 農 業 委 員 会 総 会

日時：令和 8 年 6 月 2 5 日（木）午後 2 時 3 1 分

場所：本庁舎 3 階 3 - 3 会議室

藤 沢 市 農 業 委 員 会

藤 沢 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

藤沢市農業委員会総会を令和８年６月２５日（木）、本庁舎３階 ３－３会議室に招集する。

出席委員は、次のとおり

１ 番	落 合 喜 治	１ ４ 番	加 藤 登
２ 番	小 林 正 幸	１ ５ 番	伊 澤 忠 治
３ 番	永 野 良 徳	１ ６ 番	井 出 茂 康
４ 番	田 代 恵美子	１ ７ 番	漆 原 豊 彦
５ 番	西 山 弘 行	１ ８ 番	北 村 利 夫
６ 番	関 根 栄 一	１ ９ 番	宮 治 政 彦
７ 番	齋 藤 義 治	２ １ 番	佐 藤 智 哉
８ 番	井 上 哲 夫	２ ２ 番	澤 野 孝 行
９ 番	上 田 洋 子	２ ３ 番	平 川 勝 昌
１ ０ 番	吉 川 誠	２ ４ 番	神 崎 享 子
１ １ 番	飯 田 芳 一	２ ５ 番	砂 川 耕 介
１ ２ 番	三 上 健 一		
１ ３ 番	吉 原 豊		

欠席委員は次のとおり

２ ０ 番	安 藤 康 彦
-------	---------

農業委員会事務局職員の出席は、次のとおり

事務局長	山 本	主 幹	坂 間	主 査	久 保
主 任	三 澤				

委員会の日程は、次のとおり

- | | | | | |
|-----|----|-----|-----|--|
| 日程第 | 1 | 議案第 | 12号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第 | 2 | 議案第 | 13号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 日程第 | 3 | 議案第 | 14号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 日程第 | 4 | 議案第 | 15号 | 非農地証明願について |
| 日程第 | 5 | 議案第 | 16号 | 相続税の納税猶予に関する適格証明願について |
| 日程第 | 6 | 議案第 | 17号 | 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願
について |
| 日程第 | 7 | 議案第 | 18号 | 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案
について |
| 日程第 | 8 | 議案第 | 19号 | 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案
に対する意見について |
| 日程第 | 9 | 報告第 | 8号 | 藤沢市農業委員会規程第9条第2項に基づく報告につ
いて |
| 日程第 | 10 | 議案第 | 20号 | 藤沢市農地利用最適化推進委員候補者の決定について |
| 日程第 | 11 | 議案第 | 21号 | 令和9年度農地等利用最適化推進施策等の改善に係る意
見書について |

開会 午後２時３１分

事務局（山本事務局長） それでは、お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから「藤沢市農業委員会総会」を開催いたします。

本日の委員の出席状況を申し上げます。委員の総数２４名、現在、１名の方が遅れていらっしゃいますので、出席者数は２４名という形で進めさせていただきます。

〔砂川委員 入室〕

それでは、初めに齋藤会長から御挨拶をお願いいたします。

会長（齋藤義治委員） 皆さん、こんにちは。今日は場所が違うので、迷われた方もいらっしゃると思いますが、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中を、農業委員会の総会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

最近の話題は、何ととってもサッカーのワールドシリーズでございますが、非常に盛り上がっていますし、ニュースを見ると、常にやっております。

また、イランとアメリカの戦争が終結をするということで、これも、これから先々、もっともっと話題になってくるのではないかなと思います。

国内を見ますと、今年の選挙のときに「消費減税」ということで、消費税の減税が話題になりまして、どこの党も消費税の減税を打ち立てていましたが、いざ当選して実際になってみると、一向に進んでおりません。食品の部分の消費税をゼロにするのか１％にするのかということでございますが、農家にとっては、この消費税減税は、非常にマイナスでございます。

と申しますのは、日本の農家約８５％は免税業者でございますので、多分売上げが減っていくだろうということで、国も何か対策を考えているようでございます。飲食と農業が一番の打撃を受けるだろうということも、よく言われております。

農業の収入というものは、何しろ市場原理で決まります。需要と供給、このバランスによって決まりますので、収入をいかに増やしていくかが、今の農業

の大きな課題でございます。

農業の担い手を増やすには何が必要かと言いますと、やはり所得の向上、それ一択でございます。この農業所得を増やすには、やはり国の政策による所得の向上が必要かと思われま。

しかし、いろいろ話を聞きますと、役人というのは、税金を取ること、を考え出した役人は出世コースだそうです。しかし、減税をする役人は、どうしても出世をしないというようなことで、国民からいかに税金を取るかということを考えるのが、役人の仕事のようにございます。

我々農家の実情を考えていただける、そういう役人の方、あるいは国会議員を初め選挙に当選した先生方の中で、そういう人がいらっしゃいますかね。これから、そういう方がいらっしゃることを期待しております。

それでは、6月の総会を開会いたします。よろしく御協力のほどをお願い申し上げます。

事務局（山本事務局長） 会長、ありがとうございました。

これより議事に入りますが、藤沢市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づき、齋藤会長に議長をお願いいたします。

議長（齋藤義治委員） それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

なお、本会議を公開することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） 事務局、本日の傍聴人はいらっしゃいますか。

事務局（久保主査） いいえ、いらっしゃいません。

議長（齋藤義治委員） はい。

それでは、これより会議を開きます。

議事録署名人につきましては、議席番号順により23番の平川勝昌委員と、24番の神崎享子委員の御両名をお願いいたします。

これより議事に入ります。

日程第1、議案第12号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

なお、本議案、番号5については、農業委員等の案件となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、対象委員は、しばらくの間、退席をお願いいたします。

[対象委員 退席]

それでは、本議案、番号5について、事務局の説明を求めます。

三澤主任。

事務局（三澤主任） 議案書3ページの、「農地法第3条の規定による許可申請」についての、番号5につきまして、御説明いたします。

地区、六会・長後。番号5。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、3人。所有面積、134a。耕作面積、245a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、高倉、1筆。地目、田。地積、1,130㎡。権利の種類、売買による所有権移転。申請理由、譲受人、農業経営規模拡大のため。譲渡人、譲受人の要望によるものです。

以上になります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号5について意見を求めます。

22番、澤野委員。

22番（澤野孝行委員） 資料は11ページをお開きください。

本件の申請地は、藤沢北郵便局から南東に約400mの土地になります。

地区協におきまして、譲受人と面談いたしました。

譲受人は、高倉で水稻などの生産により農業経営営農を行っています。

このたび、農業経営規模拡大を図るため、当該農地を新たに取得するとのことです。

申請地につきましては、水稻を生産する計画です。

地区協の意見といたしましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えております。

以上であります。

[北村委員 入室]

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — — — — — — — — — — — — — — —
— — — — — — — — — — — — — — — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第 12 号、番号 5 について、許可することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

それでは、議案第 12 号、番号 5 について、許可することに決定をいたします。

退席している委員の、入室をお願いいたします。

〔対象委員 入室〕

続きまして、番号 1 から番号 4 について、事務局の説明を求めます。

三澤主任。

事務局（三澤主任） それでは、議案書 2 ページをごらんください。

地区、御所見・遠藤。番号 1。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、2 人。所有面積、6 a。耕作面積、6 a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、瀬郷 1 筆。地目、畑。地積、634 m²。権利の種類、贈与による所有権移転。申請理由、譲受人、農業経営規模拡大のため。譲渡人、譲受人の要望による。

続きまして、番号 2。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、4 人。所有面積、250 a。耕作面積、250 a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、宮原、1 筆。地目、田。地積、922 m²。権利の種類、売買による所有権移転。申請理由、譲受人、農業経営規模拡大のため。譲渡人、譲受人の要望による。

続きまして、番号 3。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、1 人。所有面積、19 a。耕作面積、19 a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、遠藤 1 筆。地目、畑。地積、1,980 m²。権利の種類、売買による所有権移転。申請理由、譲受人、農業経営規模安定のため。譲渡人、譲受人の要望による。

続きまして、地区、六会・長後。番号4。譲受人、住所氏名、記載のとおり。
従事者、2人。所有面積、52a。耕作面積、52a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、長後10筆、葛原1筆。地目、田現況畑、3筆、田、5筆、畑、3筆。地積、11筆合計6,377㎡。権利の種類、贈与による所有権移転。申請理由、譲受人、譲渡人の要望による。譲渡人、農業経営継承のため。

以上になります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

12番、三上委員。

12番（三上健一委員） 資料は1ページをお開きください。

本件の申請地は、市道 大庭瀬郷線にある「瀬郷公民館前」の交差点から南西に約650mの土地になります。

地区協におきまして、譲受人と面談いたしました。

譲受人は、瀬郷でジャガイモやカボチャなどの生産により農業経営を行っています。

このたび、農業経営規模拡大を図るため、当該農地を新たに取得することです。

申請地につきましては、ジャガイモやカボチャなどを生産する計画です。

地区協の意見といたしましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えております。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — —
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、続きまして、番号2について意見を求めます。

10番、吉川委員。

以上でございます。

8番、井上委員。

本件の申請地につきましては、「藤沢市北消防署長後出張所」から北東に約
150mの土地8筆になります。

譲渡人世帯は、長後で露地野菜や水稻の生産により農業経営を行っています。

申請地については、ナスや水稻を生産する計画です。

本件の申請地につきましては、「県立藤沢総合高等学校」から北に約 350 m の土地 2 筆になります。

このたび、農業経営継承のため、当該農地の持ち分を、先の８筆と同様の持ち分になるよう世帯員に贈与するものです。

続きまして、資料の9ページをお開きください。

本件の申請地につきましては、「葛原スポーツ広場」から北西に約250m
の土地になります。

地区協におきまして、譲渡人と面談いたしました。

このたび、農業経営継承のため、当該農地の持ち分を、先の８筆と同様の持ち分になるよう世帯員に贈与するものです。

申請地については、クリを生産する計画です。

なお、譲渡人と譲受人は同一世帯のため、農地の増減は発生しません。

地区協の意見といたしましては、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えております。

以上であります。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — — — — — — — — — — — — — — —
— — — — — — — — — — — — — — — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第１２号、番号１から番号４について、許可をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

それでは、議案第１２号、番号１から番号４について、許可することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第２、議案第１３号「農地法第４条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

三澤主任。

事務局（三澤主任） 議案書４ページ、「農地法第４条の規定による許可申請について」、御説明いたします。

地区、御所見・遠藤。番号１。申請人、住所氏名、記載のとおり。経営面積、４０６ａ。耕作者、同左人。当該農地、地番、瀬郷２筆。地目、畑。地積、合計で４，８９２㎡。内容、転用目的、農業用資材置場。農用地区域除外日、平成１５年２月２４日。農地種別、第３種農地。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局からの説明が終わりました。

それでは、番号 1 について意見を求めます。

1 2 番、三上委員。

1 2 番（三上健一委員） 資料は、1 3 ページをお開きください。

本件の申請地は、市道 遠藤・宮原線にある「瀬郷西」交差点から北東に約 3 0 0 m の農地になります。

農地の区分は、前面が建築基準法の道路で、上下水道管が埋設されており、近隣には「御所見歯科医院」と「御所見総合クリニック」があるため、「第 3 種農地」と判断しました。

土地所有者である申請者は、露地野菜などの生産により農業経営を行っています。

農業経営規模の拡大に伴い、農業用資材置場が不足するため、規模的にも都合がよく、幅員 6 m の公道に面し、車両の出入りも便利な本申請地を自ら農業用資材置場として造成するものです。

申請地は、北側は宅地、南側及び西側は道路、東側は道路及び山林に接しています。

出入口は西側で、出入口以外の部分及び南側については、既存の鉄筋コンクリート擁壁及びネットフェンスがあり、東側と北側は、既存あるいは新設の地上高 4 5 c m の土留め鋼板及び単管パイプを設置し、土砂等の流出を防ぎます。

敷地内は砂利敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とします。また、西側道路の出入口部分はグレーチングを設置し、雨水の流出を防ぎます。

地区協においては、申請者と面談し、周辺に残る農地に影響がないよう、十分配慮することなどについて指導いたしました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — — — — — — — — — — — — —
— — — — — — — — — — — — — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第 13 号について、承認をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

それでは、議案第 13 号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第 3、議案第 14 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

三澤主任。

事務局（三澤主任） 議案書 5 ページ、「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、御説明いたします。

地区、御所見・遠藤。番号 1。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。耕作者、住所氏名、同左人。当該農地、地番、宮原 1 筆。地目、畑。地積、2, 360 m²。内容、権利の種類、所有権移転。転用目的、資材置場。農用地区域除外日、平成 2 年 3 月 31 日。農地種別、第 3 種農地。

続きまして、番号 2。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。耕作者、住所氏名、同左人。当該農地、地番、宮原 2 筆。地目、畑。地積、2 筆合計 1, 714 m²。内容、一時転用。権利の種類、使用貸借権設定。転用目的、畑の改良工事。期間、許可日から 120 日間。農地種別、農用地区域内農地。

以上になります。

議長（齋藤義治委員） 事務局からの説明が終わりました。

それでは、番号 1 について意見を求めます。

10 番、吉川委員。

10 番（吉川 誠委員） 資料は 15 ページをお開きください。

本件の申請地につきましては、「御所見市民センター」より西に約 630 m の土地になります。

農地の区分は、前面が建築基準法上の道路であり、水道管及び下水道管が埋

設されており、近隣には「湘南ごしょみ眼科」と「市立用田東原公園」があるため、「第3種農地」と判断いたしました。

譲受人は、横浜市を拠点に土木工事業を営んでおり、今回、作業効率の改善や、急な受注への対応を円滑に行うに当たり、新たな資材置場の適地を探していましたところ、当該地が、横浜市へのアクセスもよく、土地の規模や費用面からも適地であると判断したものでございます。

申請地は、東側が道路、西側が道路、南側が畑、北側が道路になります。

出入口は西側で、周囲には単管及び土留め鋼板を設置し、被害防除とします。

雨水につきましては、碎石敷きで、敷地内浸透処理とします。

地区協におきましては、譲受人の代理人と面談し、周辺の土地に影響がないよう、十分配慮することなどについて指導した次第でございます。

以上でございます。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

議長（齋藤義治委員）　ないようでございますので、続きまして、番号２について、意見を求めます。

10番、吉川委員。

10番（吉川 誠委員） 資料は19ページをお開きください。

本件の申請地につきましては、「御所見市民センター」より南西に約 250 m の農地になります。

本件につきましては、造成する規模が大きいため、農地法第5条の一時転用許可申請を行ったものでございます。

本申請地は、農用地区域内農地で、本来は転用できませんが、転用内容が畑の改良工事という一時転用申請のため、農地に戻す前提で申請されておりますので、例外的に許可できる案件となります。

また、譲受人は、譲渡人の要望により一時的に申請地を借り受け、改良工事を行い、工事完了後に畑として譲渡人に引き渡すものでございます。

申請地については、レモンに適した土壌改良が必要なことから、改良工事を行うものです。

譲渡人は、畑の改良後、レモンの作付けを行う計画です。

申請地は、北側、東側、西側が道路、南側が畑になっております。

上層 1.5 m 分の黒土を 45 度の勾配で掘り出し、搬出した後、1.5 m 分の赤土を 45 度の勾配で掘り出し、敷地内で一時保管します。

搬出した土と同量の搬入土を入れ、その上に保管していた赤土を戻し、既存の高さと同じレベルになるよう造成を行うものでございます。

工事中は、隣地境界に高さ 70 m の防塵シートを設置し、周囲に土砂や粉じんが流出するのを防ぎます。

なお、神奈川県砂防課には、盛土規制法の手続きが不要であることを確認しております。

地区協においては、譲受人及び譲渡人と面談し、周辺の土地及び道路に十分配慮することなどについて指導いたしました。

以上でございます。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

井上委員。

8 番（井上哲夫委員） 1 つ質問したいのですが、これは、現況から、仕上りの断面の黒土から赤土と、普通の畑の状態……

議長（齋藤義治委員） 2 番ですね。

8 番（井上哲夫委員） すみません、2 番です。

2 番ですが、これは、表土の黒土を取って、赤土を上にして、それで客土するということですが、私はレモンの専門家ではないので、その辺のところはよくわかりませんが、普通の畑であるなら、レモンをそのまま植えてもいいのではないかと思いますけれども、ただ、何ゆえに赤土を上に乗せるのかなということが一つと、その下の赤土は、この畑の赤土を上に乗せるということですが、客土の搬入、これがどういう土なのか、どこから搬入するのかということで、ちょっと疑問に思っているのですが、その辺のところ、大丈夫なのかなと危惧し

ております。

坂間主幹。

事務局（坂間主幹） まず、なぜ赤土かといったところですが、こちらの譲渡人が、様々な生産者に聞き取りをして、やはり赤土のほうが黒土よりも、病気ですとか水はけという意味で、適しているということを聞いた中で赤土にするということでございます。

もう一つ、客土につきましては、茅ヶ崎にあるストックヤードから持ってきて、それを使うということですが、その客土については、土地の成分の検査は通っている土だというふうには、申請の中で聞いております。

以上です。

8 番（井上哲夫委員） それでは、その畑そのものは、通常の畑で問題ないということですね。

事務局（坂間主幹） そういうことでございます。

8 番（井上哲夫委員） それと、今の説明だと、客土もちゃんと検査をした土だということですね。

事務局（坂間主幹） はい。

8 番（井上哲夫委員） わかりました。

議長（齋藤義治委員） そのほかには何かございませんか。

— — — — — — — — — — — — — — — —
— — — — — — — — — — — — — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第 14 号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

それでは、議案第 14 号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第 4、議案第 15 号「非農地証明願について」を上程いたします。

なお、本議案については、農業委員等の案件となっておりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条、議事参与の制限により、対象委員は、しばらく

の間、退席を願います。

[対象委員 退席]

それでは、本議案について、事務局の説明を求めます。

三澤主任。

事務局（三澤主任） 議案書 6 ページ、「非農地証明願について」、御説明いたします。

地区、六会・長後。番号 1。申請人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、高倉 2 筆。地目、畑。地積、2 筆合計 4 3 m²。内容、平成 9 年時点より住宅敷地として利用し、現在に至る。確認資料、平成 1 9 年航空写真。農地種別、第 3 種農地。現地確認日、令和 8 年 6 月 1 6 日。

以上になります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号 1 について意見を求めます。

1 3 番、吉原委員。

1 3 番（吉原委員） 資料は、2 3 ページをお開きください。

本件の申請地は、「藤沢北郵便局」より、南東に約 3 0 0 m の土地になります。

申請者は、高倉の土地を平成 9 年頃から住宅の敷地として利用し、現在に至っているとのことです。

申請地の農地は、水道管及び下水道管が埋設されており、近隣には「上原公園」及び「高倉公園」があるため、「第 3 種農地」と判断できます。

神奈川県「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」に規定する非農地の定義を全て満たしており、令和 8 年 6 月 1 6 日に現地調査を行い、申請どおりであることを確認しております。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — —
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第15号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

それでは、議案第15号について、承認することに決定をいたします。

退席している委員の入室をお願いいたします。

〔対象委員 入室〕

次に移ります。

日程第5、議案第16号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

三澤主任。

事務局（三澤主任） 議案書7ページ、「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、御説明いたします。

地区、藤嶋・村岡・明治。番号1。被相続人、氏名、記載のとおり。相続人、住所氏名、記載のとおり。特例農地、善行六丁目2筆。地目、畑。地積、2筆合計4,460.70㎡。区域区分、生産緑地。相続開始年月日、令和7年11月3日。経営面積、6,171.70㎡。現地確認日、令和8年6月15日。
以上になります。

議長（齋藤義治委員） 事務局からの説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

24番、神崎委員。

24番（神崎享子委員） 本件につきましては、令和8年6月15日に、相続人と事務局職員及び私で、現地確認を行いました。

現地の状況は、露地野菜や花卉の栽培中であり、全て適正に管理されていきました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — —

議案第16号について 承認をすることに御異議ございませんか

「異議なし」の言多量

それだけ 議案第 16 号について 承認することに決定をいたします

次に移ります。

日程第 6 議案第 17 号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証

事務局からの説明を求めます

久保主査

(カ 促主本) 議安書は 9 ページ 「生産緑地に係る農業の主たる従事者への

木由謄について、由出人に買取由出事由の生じた者の状況確認を行ったと

また、由該地を現地調査したところ、野苧筍の作付けはされておらず、

以上のことから、買取由出事由の生じた者が主たる従事者であったものと判

以上です

齊藤美弘(昌) 車致昌の説明が終わりました

それでは 本件について 音目を求めます

議案第 17 号について、承認することに御意見を述べさせていただきますか。

「田舎」の吉多新

それでは、議案第17号について、承認お大事にと決意いたします。

次に移ります

日程第 7、議案第 18 号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案について」を上程いたします。

事務局からの説明を求めます。

久保主査。

事務局（久保主査） 議案書は 9 ページをお開きください。

番号 1、番号 3 は、用田を中心に 385 a を耕作する方の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定から、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画への切り替え分で、当該地では、野菜を栽培していくとのことです。

番号 2 は、2026 年 3 月 2 日開催の藤沢市青年等就農計画認定審査会で認定され、藤沢市において新たに農業を開始する方で、資料は 24 ページからとなります。

当該地では、キウイ等の果樹を栽培し、経営していくとのことです。

御所見・遠藤地区の地区協議会におきまして、本人と面談し、就農計画等について確認しております。

番号 4 は、葛原を中心に 202 a を耕作する方の新規借受分で、当該地では野菜を栽培していくとのことです。

番号 5 は、2026 年 3 月 2 日開催の藤沢市青年等就農計画認定審査会で認定され、藤沢市において新たに農業を開始する方で、資料は 27 ページからとなります。

当該地では、ハウレンソウを栽培し、経営していくとのことです。

御所見・遠藤地区の地区協議会におきまして、本人と面談し、就農計画等について確認しております。

番号 6 は、遠藤を中心に 75 a を耕作する方の利用権から中間管理への切り替え分で、当該地では植木を栽培していくとのことです。

番号 7 は、打戻を中心に 912 a を耕作する法人の利用権から中間管理への切り替え分で、当該地では花卉を栽培していくとのことです。

番号 8 は、2026 年 3 月 2 日開催の藤沢市青年等就農計画認定審査会で認定され、藤沢市において新たに農業を開始する方で、資料は 30 ページ、飛ん

で３４、３５ページとなります。

当該地では、サツマイモやジャガイモなどを栽培し、経営していくとのこと
です。

御所見・遠藤地区の地区協議会におきまして、本人と面談し、就農計画等
について確認しております。

番号９は、２０２６年３月２日開催の藤沢市青年等就農計画認定審査会で認
定され、藤沢市において新たに農業を開始する方で、資料は３３ページ、戻り
まして３２ページ、３１ページとなります。

当該地では、キャベツや玉ねぎを栽培し、経営していくとのこと
です。

御所見・遠藤地区の地区協議会におきまして、本人と面談し、就農計画等
について確認しております。

番号１０、番号３１は、長後で７３ａを耕作する法人の利用権から中間管理
への切り替え分で、当該地ではブドウを栽培していくとのこと
です。

番号１１、番号１２、番号２８は、２０２６年３月２日開催の藤沢市青年等
就農計画認定審査会で認定され、藤沢市において新たに農業を開始する方で、
資料は３６ページからとなります。

当該地では、キャベツやブロッコリーを栽培し、経営していくとのこと
です。

六会・長後地区の地区協議会におきまして、本人と面談し、就農計画等につ
いて確認しております。

番号１３は、大庭を中心に７４ａを耕作する方の新規借受分で、当該地では
果樹を栽培していくとのこと
です。

番号１４から番号２６までが、石川を中心に８６ａを耕作する方の新規借受
分で、当該地では水稻を栽培していくとのこと
です。

番号２７は、亀井野を中心に２９５ａを耕作する方の利用権から中間管理へ
の切り替え分で、当該地では水稻を栽培していくとのこと
です。

番号２９は、大庭を中心に１９７ａを耕作する方の新規借受分で、当該地
では水稻を栽培していくとのこと
です。

番号３０は、大庭を中心に１９７ａを耕作する方の新規借受分で、当該地

それでは、議案第 19 号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第 9、報告第 8 号「藤沢市農業委員会規程第 9 条第 2 項に基づく報告について」を上程いたします。

事務局からの説明を求めます。

久保主査。

事務局（久保主査） 本件につきましては、まず 18 ページから 19 ページまでが「農地法第 3 条の 3 の規定による届出」でございます。

御所見・遠藤地区が 2 件、六会・長後地区が 1 件、合計 3 件となっております。

続きまして、20 ページから 21 ページまでが「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出」でございます。

六会・長後地区が 1 件、藤鵠・村岡・明治地区が 4 件、合計 5 件となっております。

続きまして、22 ページから 25 ページまでが「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出」でございます。

御所見・遠藤地区が 4 件、六会・長後地区が 3 件、藤鵠・村岡・明治地区が 8 件、合計 15 件となっております。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 本件につきましては、報告事項でございますので、お目通しの上、御質問等がございましたら、お願いをいたします。

— — — — — — — — — — — — — — — —
— — — — — — — — — — — — — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、報告第 8 号を終了いたします。

次に移ります。

日程第 10、議案第 20 号「藤沢市農地利用最適化推進委員候補者の決定について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

坂間主幹。

事務局（坂間主幹） 日程第 10、議案第 20 号、「藤沢市農地利用最適化推進委員候補者の決定について」でございますが、こちらの候補者につきましては、5 月 25 日に開催いたしました選考委員会にて選考いただきましたので、その選考結果を、選考委員長から御報告いただきたいと存じます。

それでは、よろしくお願いいたします。

選考委員長（小林正幸委員） それでは、選考結果について説明いたします。

5 月 25 日に開催いたしました選考委員会では、藤沢市農地利用最適化推進委員募集の結果、御所見・遠藤地区では、定員 5 名に対して推薦 5 名、六会・長後地区では、定員 4 名に対して推薦 4 名、藤鵠・村岡・明治地区では、定員 2 名に対して推薦 2 名で、合計定員 11 名に対して 11 名の推薦があった旨の報告が、事務局よりございました。

この 11 名について審査を行いましたところ、意見が交わされましたが、各地区から推薦されていることに重きを置き、11 名全員を全会一致で藤沢市農地利用最適化推進委員候補者に選考するべきといたしました。

それでは、選考結果について報告いたします。

藤沢市農地利用最適化推進委員候補として選考いたしました 11 名の氏名を読み上げます。

御所見・遠藤地区は、相原成行、落合克幸、亀井降幸、佐野 洋、宮治政彦。

六会・長後地区は、安藤康彦、桐ヶ谷彰織、神山浩幸、平川勝昌。

藤鵠・村岡・明治地区は、砂川耕介。高橋美恵子。

以上で、藤沢市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会の報告を終わります。

議長（齋藤義治委員） 説明が終わりました。

それでは、本件について、意見を求めます。

西山委員。

5 番（西山弘行委員） 8 番の方ですけれども、地区協のときにもらった資料と、名前が違うのですが……。

議長（齋藤義治委員） 坂間主幹。

事務局（坂間主幹） 8 番の方につきましては、お名前は、神山浩幸さんです。

最初「浩」が入ってなかったというお話がありましたが、当初、六会・長後地区では、浩幸さんの「浩」が入っていませんでした。御所見・遠藤地区から藤嶋・村岡・明治地区の地区協におきましては、浩幸さんの「浩」を入れた形で、差し替えを皆さんにお配りさせていただいております。申し訳ございません。

ついでに、生年月日につきましては、こちらの議案書からは省かせていただいております、住所、生年月日につきましては、こちらの議案書からは省かせていただきまして、「性別」、「年齢」、「職業」、「経歴」でおさめさせていただいておりますことを、御承知おきください。

神山浩幸さんで間違ございませんので、よろしくお願いいたします。

議長（齋藤義治委員） よろしいですか。

5 番（西山弘行委員） はい。

議長（齋藤義治委員） ほかに何かございませんか。

— — — — — — — — — — — — — — — —
— — — — — — — — — — — — — — — —

ないようでございますので、採決をいたします。

議案第 20 号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

それでは、議案第 20 号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります

日程第 11、議案第 21 号「令和 9 年度農地等利用最適化推進施策等の改善に係る意見書について」を上程いたします。

説明を求めます。

小林委員長。

施策検討小委員会委員長（小林正幸委員） 「農地等利用最適化推進施策等の改善に係る意見書について」、6 月 8 日に開催いたしました施策検討小委員会におい

て委員長を務めました小林でございます。

法に基づいて、市長に提出する「令和9年度農地等利用最適化推進施策等の改善に係る意見書」を、施策検討小委員会で検討・協議し、案を作成しましたので、総会にお諮りするものです。

それでは、内容につきましては、事務局から説明をお願いします。

議長（齋藤義治委員） 坂間主幹。

事務局（坂間主幹） それでは、27ページからの意見書について、御説明をさせていただきます。

27ページは表紙でございますが、本市農業の状況等について記載しております。

一ページおめくりいただきまして、28ページが意見書のかがみ、29ページが目次となっております。目次をごらんになっていただきますと、本意見書につきましては、6つの大項目で構成されております。

1項目めが「持続可能な農業経営に向けた支援施策について」、2項目めが「農地の集積・集約化に向けた施策について」、3項目めが「遊休農地の解消に向けた施策について」、4項目めが「新規参入促進のための施策について」、5項目めが「市民とともに歩む農業の推進について」、6項目めが「喫緊の課題について」となっております。

昨年度の意見書内容の整理・統合を行いまして、6項目として分類を行いました。目次の中で、各大項目の下に、具体的な意見を記載しております。

30ページ以降になりますけれども、昨年度と同じ意見については【継続】、昨年度からの文言等の修正あるいは内容の追加については【一部修正】、今年度、新たな意見については【新規】と記載しております。それらのうち、一部修正、新規のものを中心に御説明させていただければと思います。

それでは、30ページをお開きください。

1項目めが「持続可能な農業経営に向けた支援施策」について、こちらは、5つの意見で構成されております。

まず、（１）「農業所得向上のための施策」については、昨年の意見を統合

するとともに、「補助金の内容や補助率の拡充について検討すること。」という文言を追加し【一部修正】としております。

続きまして、(2)「農業経営への支援」につきましては、昨年の意見を統合するとともに、「本市農業経営の安定化に向けた支援の充実を図ること。」という文言を追加し【一部修正】としております。

(3)「多様化する自然災害への対応」について、こちらにつきましても、昨年の意見を統合するとともに、「災害時から事業再開までの収入保障等、具体的な支援策を検討すること。」という文言を追加し【一部修正】としております。

(4)「農道や水路等の整備」につきましては、こちらは【継続】となっております。

31ページに移りまして、(5)「農業用施設における税制上の優遇」について、こちらの内容でございますが、「農業用施設用地を税法上、農地として認めるよう、国に対し要望すること。」ということを【新規】として追加しております。

続きまして、大項目の2項目めが「農地集積・集約化に向けた施策」について、こちらは3つの意見で構成されております。

まず、一つ目の(1)「地域計画の着実な実行」について、こちらについては、「地域計画のブラッシュアップにおいて、担い手の確保、補助金の活用方法を検討するなど、話し合いの目的やテーマを明確化した協議の場を設けること。」という文言を追加し【一部修正】としております。

続きまして、(2)「農地中間管理事業の取り組み強化」について、こちらは、「農地中間管理事業の確実な実行に向けて、県に対し、働きかけを加速させること。」という文言を入れ込み【新規】としております。

続きまして、32ページをお開きください。(3)「水田の保全に対する支援・助成」について、こちらについても、文言を整理するとともに「水田保全事業の拡充について検討すること。」といった文言を追加し【一部修正】としております。

続きまして、大項目の3項目めが「遊休農地の解消に向けた施策」について、こちらは、2つの意見で構成されております。

(1) 「遊休農地解消における支援」について、こちらは、「遊休農地解消対策事業の補助単価の一層の増額を検討すること。」といった文言を追加し【一部修正】としております。

(2) 「遊休農地からの被害防除に対する支援」について、こちらは、「所有者への指導を徹底すること。」といった文言を追加し【一部修正】としております。

続きまして、大項目の4項目めが「新規参入促進のための施策」について、こちらは、2つの意見で構成されております。

(1) 「後継者や新規参入者への支援」について、こちらは、文言を整理するとともに、「営農ボランティアから新規就農につながる仕組みや、企業等との連携による農福連携などによる、本市農業の持続性の向上を図ること。」と言った文言を追加し【一部修正】としております。

(2) 「女性活躍推進に向けた支援」について、こちらは、「農業委員の推薦や公募において、積極的に女性の登用について働きかけること。また、本市の農業における女性の活躍推進を積極的に図ること。」という内容を盛り込み【新規】として追加しております。

33ページに移りまして、5項目めが「市民とともに歩む農業の推進」について、こちらは、3つの意見で構成されております。

(1) 「農業・農地の有益性に関する啓発について」は、全文、文言を修正し、「販路拡大に向けた取り組みを積極的に推進すること。」といった文言を追加し【修正】としております。

(2) 「地域内自給率向上のための支援」について、こちらは、「藤沢産農産物のロゴマークの認知度が低いことから、藤沢産農産物の認知拡大、消費拡大のため、JAと等関係団体と協力し、ふるさと納税やマルシェ等を活用したブランド力向上、販路拡大に積極的に取り組み、地域内自給率の向上に努めること。」といった内容を盛り込み【新規】として追加しております。

続きまして、（３）「農道における農作業の理解促進に向けた取り組み」について、こちらについては、「葛原の横須賀水道路においても、トラックの駐車や不法投棄も多いことから、具体的・効果的な対策をすること。」といった文言を追加し【一部修正】としております。

３４ページに移りまして、大項目、６項目めが「喫緊の課題」について、こちらは６つの意見で構成されております。

（１）「農業残渣等の廃棄に係る支援」について、こちらは、文言を整理するとともに、「焼却場への農業残渣の持ち込みについては、従来どおりの運用を行うこと。」といった文言を追加し【一部修正】としております。

（２）「有害鳥獣対策に係る支援」については、文言を整理し【一部修正】としております。

（３）「物価高騰・原油高対策」について、こちらも文言を整理し【一部修正】としております。

３５ページに移りまして、（４）「農作業における熱中症対策」について、こちらは「作業場における空調の設置や空調服等の購入にかかる補助といった具体的な施策を実施すること。」といった文言を追加し【一部修正】としております。

（５）「気候変動に対応した種苗の普及」について、こちらについては、「国・県と連携し、「高温耐性」、「乾燥耐性」を持つ種苗の普及に努めること。」といった内容を盛り込み【新規】として追加しております。

（６）「循環経済に向けたサプライチェーンにおける食品ロス削減の取り組み」について、こちらは、「食品ロス削減対策として、農業残渣を利活用する仕組みを確立するため、取り組みに必要な施設整備や養豚、食品会社、耕種農家とのマッチングに向けた支援等について検討すること。」といった内容を盛り込み【新規】として追加しております。

最後、３６ページに移りまして、市長に意見を提出するに当たり、農業委員の皆様、推進委員の皆様のお名前を記載した中で提出させていただく予定です。

以上「意見書」の説明とさせていただきましたが、この議案につきまして、

本総会で承認された後、6月30日の火曜日に齋藤会長、小林職務代理兼施策検討小委員会委員長及び井出施策検討小委員会副委員長から、市長へ意見書を提出する予定でございます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

何かございましたら、お願いをいたします。――農業全般のことですから、非常に範囲が広いわけですね。今月8日に小委員会を開きまして、いろいろな意見をいただきました。それをまとめていただきました結果がこれでございます。

ほかの市町村でも、このようなことが行われているようですが、これは、我々、農業委員会にある権利でございますので、市長に直接、何かありましたら、お願いをいたします。

――
――

議長（齋藤義治委員） それでは、ないようでございますので、採決をいたします。

議案第21号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

それでは、議案第21号について、承認することに決定をいたします。

以上で、本日本日予定をしておりました議事については、全て終了いたしました。

以上をもとまして、6月の総会を閉会といたします。

御審議をいただきまして、まことにありがとうございました。

一同 ありがとうございました。

閉会 午後3時42分

以上のとおり相違ありません。

議 長 齋 藤 義 治

署名委員（ 番）

署名委員（ 番）